

東大和市出産・子育て応援事業のご案内

東大和市では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、看護職が面談を通じて身近で相談に応じる伴走型相談支援と経済的支援として出産・子育て応援ギフト支給を行います。

なお、出産・子育て応援ギフトは事業開始日前の令和4年4月1日にさかのぼって、妊娠届出のあった方、もしくは出産された方も支給対象となります。

応援ギフトをさかのぼって受け取るには手続きが必要です。

	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
支給対象者	令和4年4月1日から令和5年2月28日までに妊娠届出をした妊婦の方等。 ※1	令和4年4月1日から令和5年2月28日までに出産した母もしくは出生児の養育者 ※2
支給ギフト	5万円分のギフトクーポン	5万円分のギフトクーポン + 左にある出産応援ギフト ・出産応援ギフトも遡って同時の支給対象となります。なお、この場合は妊娠届出がいつの時点でも支給の対象となります。
申請方法 ・ 必要書類	令和5年3月以降に児童を出産した後に行う新生児訪問面談時に次の書類を提出ください。なお書類は訪問指導員がお持ちします。 ・出産応援ギフト申請書 ・アンケート	事業開始日（令和5年3月1日）以降に市から送付する次の書類に必要事項を記載し、同封する返信用封筒で市に提出ください。 ・子育て応援ギフト申請書と出産応援ギフト申請書 ・アンケート
申請期限	生後4か月まで	令和5年8月31日まで

※1 妊娠届出から事業開始日までの間に流産・もしくは死産された方も支給の対象となります。なお、流産・もしくは死産された方へは現金支給も可能です。

※2 出産後に死亡した場合も支給対象となります。現金支給も可能です。

※この事業は国が創設した「出産・子育て応援交付金」に基づくものであり、全国的に実施となる制度です。

※他の自治体で「出産・子育て応援交付金」による支給を受けている場合は本市での給付は対象外となります。

この案内は遡及者の方用です。事業開始日以降（令和5年3月1日以降）に妊娠届出を提出した方、もしくは出産した方についての出産・応援ギフトの申請方法等の詳細は通常用の案内か市のHPをご覧ください。

令和5年4月時点の予定です。法令変更により変更となる場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

東大和市健康推進課保健係
(東大和市立保健センター)

電話042 (565) 5211

市ホームページ ⇒



0503
-003